

国土交通省所管独立行政法人の見直し当初案

● 見直し当初案

鉄道建設・運輸施設整備支援機構	… 1
日本高速道路保有・債務返済機構	… 3
国際観光振興機構	… 6
水資源機構	… 8
空港周辺整備機構	… 11

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の見直し当初案

所在地	神奈川県横浜市
役職員数	役員 13名、職員 1,597名（平成24年4月1日現在）
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 鉄道建設等業務 ② 鉄道助成業務 ③ 船舶の共有建造等業務 ④ 高度船舶技術開発等業務 ⑤ 基礎的研究等業務 ⑥ 特例業務（国鉄清算業務）
これまでの効率化に向けた取組み	<p>○ 組織の見直し 組織について、業務の質的・量的な変化に常に的確に対応できる効率的かつ機動的な体制となるよう見直しを行いながら適切に運営するという目標の達成に関しては、各年度の事業内容及び事業規模に対応した合理的、機動的な組織の編成、運営の効率化等を図るため、本社及び地方機関の組織の新設・改廃を機動的かつ弾力的に行った。</p> <p>○ 一般管理費 中期目標期間の最終年度（平成24年度）において、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で15%程度に相当する額を削減するという目標の達成に関しては、平成23年度において13.8%を削減しており、着実に実施している。</p> <p>○ 人件費 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」等に基づく「平成18年度からの5年間で平成17年度比5%以上を基本とする削減」するという目標の達成に関しては、平成23年度において21.0%を削減しており、既に達成した。</p> <p>○ 事業費 中期目標期間の最終年度（平成24年度）において、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で5%程度に相当する額を削減するという目標の達成に関しては、平成23年度において実質的に8.4%を削減しており、着実に実施している。</p> <p>○ 随意契約の見直し 「随意契約等見直し計画」（平成22年6月）に基づき、契約の透明性、競争性を確保する観点から、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に契約監視委員会等において厳正な審査を受け、その結果を公表するとともに、必要に応じ、入札参加資格要件等について見直しを行った。</p> <p>○ 資産の有効活用 宿舎等の保有資産について、効率的な活用を図るとともに、利用実態等に照らして適切な場合には処分を行うという目標の達成に関しては、売却を決定した宿舎等についてはその売却時期に応じた所要の手続きを着実に実施し、残る宿舎等についてはその集約化を着実に実施している。</p> <p>○ 事務・事業の見直し 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月閣議決定）に基づき、以下の措置を実施した。 ・ 特例業務勘定の利益剰余金のうち1.2兆円を国庫納付（平成23年度） ・ 鉄道助成業務において、補助金交付業務の一部を国へ移管（平成23年度） ・ 高度船舶技術開発等業務において、利子補給及び債務保証業務を終了（平成22年度）</p>
今後の見直しに向けた考え方	<p>○ 鉄道建設等業務 国民生活の向上や経済社会の発展、地球環境にやさしい交通ネットワークの構築に資する、良質な鉄道の着実な整備のため、本年6月に着工が認めら</p>

れた区間を加えた整備新幹線の建設を推進するほか、都市鉄道について、従来進めてきた民鉄線事業は建設中の2線をもって終了する一方、都市鉄道利便増進事業等を推進する。

その際、引き続き、品質及び工事の安全確保、総工事費の管理、工事実施に関する情報提供及び技術開発に取り組むこととする。

また、これまで培ってきた技術力を活用して、上記業務の実施に支障のない範囲で、国が進める我が国鉄道システムの海外展開に向けた取り組み等を支援する。

○鉄道助成業務

鉄道事業者等に対する円滑かつ適正な助成を行うほか、既設新幹線の譲渡管理及び債務処理を着実に進める。

その際、高度な審査能力を継承しさらに向上させるため、引き続き、第三者機関の助言の業務運営への反映、審査ノウハウの継承・職員のスキルアップ等により、業務遂行に係る効率性の向上等を図ることとする。

○船舶の共有建造等業務

重点集中改革期間（平成17年度から平成21年度）における取組の成果等を踏まえ、「内航海運効率化のための鉄道建設・運輸施設整備機構船舶勘定見直し方針」（平成16年12月策定）に基づく機構の取組を継続し更なる財務改善に努める。また、船舶の共有建造業務における政策誘導機能を強化する観点から、スーパーエコシップや16%CO2排出削減船といった高度な環境性能を有する船舶の建造等に対してより重点的な支援を実施するなど、適宜適切に事業の見直しを行う。

○高度船舶技術開発等業務

実用化助成については、内航船舶の効率的な運航に資することに配慮しつつ、環境負荷低減等の政策目的に沿ってテーマを募集し、実用化された場合の波及効果を踏まえた助成を行う。また、対象事業の選考・評価等に際し、客観性、透明性を確保するため、対象事業の事業計画及び実施結果について外部有識者から評価を受けるとともに、助成先等を公表する。

○基礎的研究業務

鉄道・運輸機構の業務としては廃止し、真に必要なものを国で実施する。

○内航海運活性化融資業務

貸付金については毎年度回収計画を策定し、確実な回収を図る。また、新規の融資及び貸付金の回収を適切に行う。

○特例業務(国鉄清算業務)

残された土地の処分については、適切かつ早期の処分を図る。

また、鉄道・運輸機構が全株式を保有するJR三島・貨物会社の経営自立を図るため、特例業務勘定における利益剰余金等の取扱いに関する関係三大臣合意（平成22年12月21日）及び債務等処理法の規定に基づく支援措置等を進める。

組織の見直しに対する考え方

各年度の事業内容及び事業規模に対応した合理的、機動的な組織の編成、運営の効率化等を図るため、本社及び地方機関の組織の新設・改廃を機動的かつ弾力的に行い、組織の編成、運営の効率化等を着実に進める。

独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構の見直し素案の概要

所在地	東京都港区
役職員数	役員 6 名、職員 85 名 （平成 24 年 4 月 1 日現在）
業務内容	<p>1. 高速道路に係る業務</p> <p style="padding-left: 20px;">高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、承継債務の返済、新たな高速道路建設に係る債務の引受け・返済、災害復旧等に要する資金の無利子貸付け、会社の経営努力に対する助成、道路管理者の権限の一部の代行に係る業務</p> <p>2. 鉄道施設に係る業務</p> <p style="padding-left: 20px;">本州と四国を連絡する鉄道施設の管理及び当該施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務</p>
これまでの効率化に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機構の有する有利子債務残高については、中期目標期間の期末時点において、32.0兆円以下とすることとしているが、一般管理費や金利コストが計画を下回ったこと、債務引受額の累計が計画を下回ったことなどから、平成23年度末時点における有利子債務残高を29.6兆円に減少させた（年度計画では平成23年度末30.1兆円以下）。 ○ 金利、交通量、経済動向等の見直しについては、最新の知見に基づき十分検討し、「高速道路の料金割引に関する基本方針」及び「高速道路の当面の新たな料金割引について」等の政府の方針も踏まえ、協定及び業務実施計画等を見直した。 ○ 資金調達については、今後の金利上昇リスクを軽減し、債務返済の確実性を高める観点から、長期債（10年）・超長期債（20～30年）の発行を行ったほか、資金調達の多様化の観点から、初めて4年債の発行や6ヶ月の民間借入れを行うなどの取組みを行った。 ○ 契約については、更なる競争性の向上を図る観点から、仕様を改めることにより随意契約を一般競争入札に移行させるなどの取組みを行った。 また、一般競争入札の中で一者応札となっていた契約の改善を図る観点から、競争参加資格要件の緩和、事前公告及び郵送入札の実施に加えて、複数年契約等による発注規模の拡大を図る取組みを行った。 ○ 機構による道路管理者の権限の代行については、業務の効率化を図る観点から、基本方針（H22.12.7閣議決定）を踏まえ、例えば、特殊車両通行許可事務について、複数の道路を通行する場合における他の道路管理者からの協議手続を簡略化するため、地方整備局等と包括的事前協議を行うな

どの取組みを行った。

- 会社の経営努力による高速道路の新設、改築、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組みについては、より円滑に助成金を交付する仕組みを構築する観点から、地権者や関係機関等との協議や供用までの時間短縮による費用縮減に関する経営努力の算出方法について、認定に係る運用指針の改定を行うなどの取組みを行った。

今後の見直しに向けた考え方

<会社からの債務引受けの適切な実施>

- 会社が実施した高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の費用を機構が会社から債務として引き継ぐ際、より適切に機構に移管されるよう、実地を含めた確認をより一層的確かつ厳正に行うとともに、国民に対して適切に運用がなされていることを分かりやすく説明するなど透明性の向上を図る。

<会社の経営努力に対する助成業務の適切な実施>

- 会社の経営努力による高速道路の新設、改築、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組みについては、適切に継続する。これに関して、助成額の算定の基となる債務引受限度額をより適切に設定することに加え、助成対象基準額の設定に当たっては、過去の助成案件を踏まえて、標準化の促進も含め、適切に実施するとともに、国民に対して適切に運用がなされていることを分かりやすく説明するなど透明性の向上を図る。

<国民に対するサービスの向上>

- 道路の管理に関し、機構と会社の間で設定しているアウトカム指標について、その達成が適切になされるよう機構及び会社間で相互に協力するとともに、指標の設定に際しての会社間の考え方の統一、指標の組替えなどを通じ、高速道路の管理水準を一層向上させ、もって高速道路利用者に対するサービスの向上を図る。また、通行止めに係る情報、特車関連情報等の機構が把握する各種の情報を、高速道路利用者の利便の向上につながるよう積極的にその活用を図る。

<会社との連携>

- 上述の取組については、機構がリーダーシップを持って、協定の相手方である各高速道路会社と連携をしつつ、推進する。

<危機管理能力の強化>

- 危機管理に関して、大規模な地震災害等不測の事態が発生した場合に、より一層の迅速、的確かつ効果的な対応を取ることができるよう、これまでの取組状況も踏まえ、会社とも連携を図りつつ、危機管理能力の一層の向上を図る。

	<p><ホームページの改善></p> <p>○ 情報公開の有力な手段の一つとしてホームページの積極的かつ戦略的な活用があげられるが、そのアクセス状況の調査・分析などを通じて、会社とも連携を図りつつ、より利用者のニーズに的確に応えられるホームページとなるよう更なる改善を図る。</p> <p><給与水準の適正化></p> <p>○ 組織体制の見直しや適材適所の人員配置を行うことにより、給与水準の適正化を一層推進する。</p>
<p>組織の見直しに対する考え方</p>	<p><業務の実施体制の見直し></p> <p>○ 高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、国民が良好な高速道路網を活用できるようにするため、機構が実施すべき業務を厳格に実施するための仕組みについて検討をし、必要に応じて適材適所の人員配置の適正化を含めた体制の見直しを行う。</p> <p><東京事務所の移転></p> <p>○ 東京都に置かれている主たる事務所の神奈川県への早期移転について検討を行う。</p>

独立行政法人国際観光振興機構の見直し素案の概要

所在地	東京都千代田区
役職員数	役員3名（監事を除く）、職員91名（平成24年4月1日現在）
業務内容	<p>海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより、国際観光の振興を図るため、以下の業務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）外国人観光旅客の来訪促進のための宣伝 （2）外国人観光旅客に対する観光案内所の運営 （3）通訳案内士試験事務の代行 （4）国際観光に関する調査研究・出版物の刊行 （5）国際会議等の誘致促進、開催の円滑化等 （6）その他附帯業務
これまでの効率化に向けた取組み	<p>○第二期中期目標において、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成19年度比で15%程度削減する、としており、平成23年度においては、海外事務所におけるPC等の備品の更新等が増要因としてあったものの平成19年度比▲10.5%と着実に進めている。</p> <p>○第二期中期目標において、運営費交付金対象業務経費（公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成19年度比で5%程度削減する、としており、平成23年度においては、一層の一般競争入札の実施、随意契約件数の縮減を図るなど効率化に努めることにより、平成19年度比▲14.9%と順調に取り組んでいる。</p> <p>○総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年7月7日閣議決定）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進するとしており、平成23年度においては、削減目標を大きく超え、平成17年度比▲19.9%となった。また、平成23年10月より理事1名を削減したほか、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に準拠して役職員給与規程を改正し、役職員の給与を削減した。</p> <p>○法人直営の外国人観光案内所は平成23年12月31日をもって廃止し、業務の効率化を行った上で、平成24年1月1日より民間委託を開始した。業務</p>

	<p>の効率化及び委託事業者との協議により、年間約1,900万円の削減効果があった（通年ベースで運営をしていた平成22年度と比較した場合）。また、JNTOの案内所スタッフ14名（パートタイマー含む）について、民間委託に伴い契約を終了した。</p>
<p>今後の見直しに向けた考え方</p>	<p>【海外業務への重点化】</p> <p>○「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）、「観光立国推進基本計画」（平成24年3月30日閣議決定）等を踏まえ、観光庁との役割分担の下、機構は海外事務所を基盤とした業務へのより一層の重点化を図るべく、経営資源と権限の海外シフトを進める。</p> <p>【観光案内所の整備支援業務】</p> <p>○平成24年度から導入される新たな外国人観光案内所の認定制度に基づき、外国人観光案内所の更なる質の向上・質の担保を図るべく、認定・支援を行う。</p> <p>○機構直営の外国人観光案内所の廃止に伴い、平成24年1月より民間委託を開始したツーリスト・インフォメーション・センター（TIC）については、民間のノウハウを取り入れた効率的な運営やサービスの向上を図るとともに、ナショナルセンターとして全国の外国人観光案内所の中核的役割を果たすべく努める。</p> <p>【通訳案内士試験業務】</p> <p>○「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえ、試験事務の効率化等を図りつつ、他の実施主体への移管については、国の検討状況を踏まえて適切に対応する。</p>
<p>組織の見直しに対する考え方</p>	<p>【国際交流基金との連携強化、国際業務型4法人との海外事務所の機能的統合】</p> <p>○「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）を踏まえ、国際交流基金との連携強化のために必要な取り組みの一層の強化を図るとともに、海外事務所に関しては、国際業務型4法人（国際協力機構、国際交流基金、日本貿易振興機構、国際観光振興機構）による海外事務所の機能的な統合を進める。</p>

独立行政法人水資源機構の見直し素案の概要（案）

所在地	埼玉県さいたま市
役職員数	役員 7 名 職員 1, 3 7 3 名（監事除く）（平成 24 年 4 月 1 日現在）
業務概要	<p>広域的な用水対策が必要な水資源開発水系である利根川、荒川など 7 水系において、河川管理者（国土交通大臣）の権限を代行し洪水調節を実施するとともに、水道用水、工業用水、農業用水の安定的な供給の確保を目的とした以下の業務など（関係利水者 1 7 7 団体）</p> <p>① 水資源開発基本計画に基づく、利水・治水を目的とするダム、用水路等の施設の新築（水の供給量を増大させるものは、機構移行時に着手済みの事業等に限る。）又は改築（平成 24 年度 11 事業）</p> <p>② 完成したダム、用水路等の施設の制御、維持、修繕その他の管理（平成 24 年度 51 施設）</p>
これまでの効率化に向けた取組	<p>1. 業務の重点化・効率化</p> <p>○滝沢ダム建設事業、印旛沼開発施設緊急改築事業、群馬用水施設緊急改築事業、香川用水施設緊急改築事業の 4 事業を完成させるとともに、大山ダム建設事業及び福岡導水事業においても平成 24 年度完了に向け着実な進捗状況であり、計画的かつ的確な事業の実施を図った。</p> <p>○効率的な洪水調節を図るため、大規模な出水に対し、事前放流に係る実施要領の策定やダム群の統合操作を行うことで下流の洪水被害を最小限に押さえる取組等を推進した。</p> <p>○水路の二連化を推進し、通水しながらの点検・補修を可能とさせるとともにストックマネジメントの取組として、点検診断技術の充実や長期的なコスト縮減に向けた整備計画を策定し、用水供給の安定性を向上させるとともに施設の改築や維持管理の効率化を推進した。</p> <p>○機械化・電子化による監視システム等を導入し、遠方監視・操作等による効率的な施設管理を推進した。</p> <p>2. 業務運営の効率化</p> <p>○効率的な業務運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務・距離等を勘案しつつ事務所の統合を行うとともに、間接部門の効率化を推進し本社・支社局のスリム化を行った。 ・「維持管理業務等民間委託拡大計画」（平成 23 年 12 月）を策定し、管理業務に係る民間委託の拡大を図ることとした。 ・宿舍の効率的な運用のための集約化や人員削減等により不要となる宿舍について平成 24 年度中に処分するため認可申請の事務手続きを行った。 <p>○事務的経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総人件費の削減については、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間で 5 % 以上の削減を行うとの目標に関して、平成 23 年度には平成 17 年度と比較して 17.3 %（人事院勧告による給与改定分を考慮した場合は 14.1 %）削減した。さらに、平成 24 年度から国家公務員の給与の改定及び臨時特例

	<p>に関する法律に準じた給与削減を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務的経費の節減については、物件費の節減や業務委託方法の見直し等により、平成 19 年度と比較して平成 23 年度には 16.7 % (約 8.2 億円) を節減し、中期計画に掲げる目標値 (15 %) を上回る達成状況である。 <p>○工事等のコストの縮減については、計画・設計の見直しや新技術の活用などにより、平成 19 年度と比較して平成 23 年度には 12.4 % と中期計画に掲げる目標値 (15 %) に向けて着実な状況である。</p> <p>○事業費の縮減 (新築・改築事業を除く) については、平成 19 年度と比較して、平成 23 年度には 27 % 縮減し、中期計画に掲げる目標値 (12 % 縮減) を上回る達成状況である。</p> <p>○一般競争入札による調達拡大を図るとともに、随意契約については、「随意契約等見直し計画 (H22.6 月策定)」を策定し、これに基づき厳格な適用を図った。また、一般競争入札における 1 者応札については、実質的な競争性・透明性の確保を図るべく改善に取り組んだ。</p> <p>これらの取組については、外部有識者で構成される入札等監視委員会及び監事と外部有識者からなる契約監視委員会による監視を受けた。</p>
<p>今後の見直しに向けた考え方</p>	<p>1. 業務の重点化・効率化</p> <p>(1) 安定的かつ良質な用水の供給、洪水被害の防止・軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ストックマネジメントを全面的に展開することにより、ライフサイクルコストの低減と施設の長寿命化及び確実な機能維持を図る。 ○既存施設の効用をより一層発揮するため、ダム群の連携操作や治水・利水容量の振替等のダム群再編による治水・利水機能の向上を図る。 ○国民の安全・安心を確保する観点から、大規模地震に備えた耐震照査・耐震強化対策を実施するとともに、関係機関と連携しつつ、大規模地震時や異常湧水時などにおける代替水源の確保や送水・配水方法の検討を水系ごとに実施するなど、危機管理対策を強化する。 ○関係都府県、利用者等との検討会等を通じ、事業量・工期等を適切に管理し、円滑な事業の実施を図る。 <p>(2) 水インフラの担い手としての総合力の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「技術 5 ヶ年計画」を作成し、水質改善、耐震性向上、施設の長寿命化、気候変動対応などの技術の研究・開発を計画的に推進するとともに、高度な技術力を継承し発展させるため、技術的知見を有する人材の育成を進める。 ○小水力発電等の管理施設の持つ潜在能力に着目し、再生可能エネルギーを積極的に活用する。 ○水資源開発水系における水資源の利用の合理化の観点から、機構が管理する施設とこれに関連する施設との一体的な管理の具体化に向けて検討するとともに、流域における関係機関や水源地域等との連携に取り組む。 ○設計の最適化、ライフサイクルコストの低減、技術開発等による一層のコスト縮減に取り組む。 <p>(3) 国内外への技術支援</p>

	<p>① 機構が培った技術力を活用し、施設点検、機能診断等の業務について、国・地方自治体等に対し技術支援を行う。</p> <p>② 災害支援等については、国内外からの支援要請等に基づき、積極的に対応する。</p> <p>(4) その他</p> <p>○ 積立金の活用等により、国民及び利水者の負担軽減を図るなど利水者等へのサービスの向上や機構の経営基盤の強化に向けた取組を推進する。</p> <p>2. 業務運営の効率化</p> <p>(1) 効率的な業務体制の構築</p> <p>○ 経費の節減に引き続き取り組むとともに、より効率的な業務体制を構築することにより、総人件費の削減に取り組む。</p> <p>(2) 管理業務の効率化</p> <p>○ 「維持管理業務等民間委託拡大計画」に基づき、「コスト比較」や「信頼性の確保」などを検証のうえ、民間委託の拡大を図る。併せて、民間委託以外の形で他の主体に任せる業務の移管等について進捗を図る。</p> <p>○ 監視システム等の維持・更新に当っては、安全性・確実性に配慮しつつ、一層の機械化・電子化を図り、効率的な施設管理を推進する。</p> <p>(3) 保有資産の見直し</p> <p>○ 宿舎について、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」で示された方針等に基づいて見直す等、保有資産の見直しを行う。</p> <p>(4) 入札契約制度における競争性・透明性の一層の向上</p> <p>○ 一般競争入札による調達拡大を図る。また、適切な入札参加資格要件の設定や入札公告の早期化等により、実質的な競争性・透明性を確保するとともに、調達における品質の確保を図るため、総合評価落札方式の拡充を図る。</p> <p>○ 随意契約については、「随意契約等見直し計画」に基づき、引き続き厳格な適用を行う。</p> <p>(5) その他</p> <p>○ 東日本大震災における迅速な施設復旧や名張3ダムの洪水操作などの経験を踏まえ、水資源機構の職員が様々な国民・社会の要請に適切に対応し貢献していけるよう、危機管理、施設管理、社会貢献、コンプライアンスなどの面での組織の対応能力の強化、人材育成、職員の意識改革を徹底して行う。</p> <p>○ 利水者等のニーズを的確に把握するとともに、施設の管理状況等の情報提供を進めることで、利水者等とより緊密な関係を構築する。</p>
<p>組織のあり方の見直しに対する考え方</p>	<p>独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（H 24.1.20 閣議決定）に適切に対応するため、利水者の意向も勘案しつつ、機械化・電子化による業務の効率化、間接部門のスリム化及び維持管理業務等民間委託拡大計画に基づく取組みの推進等、より一層効率的な業務体制の構築を図る。</p>

独立行政法人空港周辺整備機構の見直し素案の概要

所在地	福岡県福岡市
役職員数	役員 4 名、職員 28 名 （平成 24 年 7 月 1 日現在）
業務内容	<p>独立行政法人空港周辺整備機構は、周辺整備空港の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的としている。（騒防法第 20 条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①緑地造成事業（騒防法第 28 条第 1 項第 1 号） 緑地帯その他の緩衝地帯の造成及び管理を行う。 ②再開発整備事業（騒防法第 28 条第 1 項第 2 号） 航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地の造成及び管理を行う。 ③民家防音事業（騒防法第 28 条第 1 項第 3 号） 航空機騒音により生ずる障害の軽減を図るための民家防音工事に関し助成を行う。 ④移転補償事業（騒防法第 28 条第 1 項第 4 号） 周辺整備空港の設置者の委託により、第 2 種区域指定の際現に所在する建物等の移転又は除却により生ずる損失の補償及び土地の買入れに関する事務を行う。
これまでの効率化に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 24 年 7 月の大阪国際空港事業本部の廃止等により、平成 19 年度に比して 24 年 7 月 1 日までの間に役職員 58 名の削減（90 名→32 名）を行った。 ○ 一般管理費に関して、当期中期目標期間における最後の事業年度において平成 19 年度比で 15% 以上に相当する額を削減する目標については、平成 23 年度で既に 27.8% と上回っており、着実な実施状況である。 ○ 事業費に関して、当期中期目標期間における最後の事業年度において平成 19 年度比で 20% 以上に相当する額を削減する目標については、大阪国際空港の騒音対策区域の見直しもあり、平成 23 年度で既に 60.9% と上回っており、着実な実施状況である。 ○ 民家防音工事補助事業において、空調機更新工事について申請者が自ら電気店等で機器を購入・設置（更新）し、その後に補助金を請求・受領するよう補助プロセスを見直すとともに、申請者に対する補助金を定額とする制度を導入し、事務・事業の効率化を図った。
今後の見直しに向けた	<p>「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）において、今後、国管理空港に係る空港運営の民間委託等を進める中で、福岡空港につき民間委託等を行うこととなる際に、機構が行う福岡</p>

考え方	<p>空港の周辺環境対策も、その適正な実施を確保しつつ、新たな空港運営主体に移管する方向で検討することとされており、新たな空港運営主体への移管について検討を進めていくこととする。</p> <p>また、それまでの間は、機構の事業、組織全般について、業務運営の効率化、業務の質の向上を図ることとし、以下の事業について、効率的な事業実施、地域住民に対するサービスの向上等を図る観点から、将来の事業見込み等にも留意しつつ見直しを行っていく。</p> <p>①緑地造成事業</p> <p>福岡空港の第三種区域内の土地の対象面積 55.1haに対し、整備済面積は平成23年度末現在で16.9ha（30.7%）である。今後も、地元自治体や地域の住民と調整しながら、国からの委託予算の計上が認められたものから逐次整備していくこととしている。</p> <p>②再開発整備事業</p> <p>福岡空港周辺の再開発整備事業については、大規模な再開発事業であった大井地区再開発整備事業が平成22年度に完了したばかりであり、現在のところ国、自治体、機構で整備計画を策定し実施を予定している案件はない。また、現段階で、民間からの要望による新規案件も計画されていないため、当面、既存貸付物件の修繕や維持管理が主な業務となる。</p> <p>③民家防音事業</p> <p>民家防音工事補助は、防音工事未実施住宅に対する事業はほぼ完了しており、今後は現状以下に止まると予想される。他方、空調機等の更新工事は、空港周辺の住宅の室内における環境基準を達成するためには、今後とも所要の事業量を実施していく必要がある。</p> <p>④移転補償事業</p> <p>福岡空港の移転補償済みの土地は、移転補償対象面積178.4haのうち、23年度末現在85.5ha（47.9%）と半数を残すところである。今後も、申請のあった土地及び建物について、逐次移転補償を行うこととしている。</p>
組織の見直しに対する考え方	<p>新たな空港運営主体への移管について検討を進めていくこととしており、また、それまでの間についても、効率的な事業執行を図るための組織及び定員の見直しを行っていく。</p>